

(参考) 鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する意見書

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内の 魚突きの 有無
9月10日	<p>この度のやすの規制に関して、反対を致します。</p> <p>ゴムについていないやすでは、魚をつくことはほぼ不可能です。</p> <p>つまり今回の改正は、鳥取県内の海で魚突きを禁止するということに他なりません。</p> <p>今回の改正にあたり問題点として挙がっているのは、魚突きをすると漁師さんの採貝、採藻漁場と競合し、トラブルとなりかねないという点ですが、それであればその可能性が高い場所を遊泳禁止とすれば済む話であり、鳥取県全体の海で魚突きを禁止する必要はないかと思います。</p> <p>海が漁師さんや観光船の方々の仕事場であることは重々承知しており、当方も魚突きをする際は決して邪魔にならないように行ってきました。</p> <p>そして大好きなこの鳥取の海での魚突きは、今は子供に自然の大切さや偉大さを伝えるツールにもなっています。</p> <p>漁師さんからしたら、うつとおしく感じることもあると思いますし、禁止したら簡単な話ではあると思いますが、なんとか魚突きを通して自然を楽しみたい僕らのような人間と漁師さんたちとがうまく共存できるようなルールを制定していただきたく、お願い申し上げます。</p>	有
9月10日	<p>①まず「やす」自体についてです。魚を捕ってもよい場所で魚を捕る行為は、突き・釣り問わらず自由なはずなのに、柄が長いなどと言うだけで、手から離れる如何は問わずゴム付き等の「発射装置付きやす」の使用の制限をかけるのはどうしても一方的ではないかと考えます。</p> <p>②「やす」が試験的に1年間使用禁止の方向に向かっているとのことです、船舶等に衝突する事故に関しては、もし仮に魚突き師の方がフロートを身に付けていなかったとすると、魚突き師側に大きな責任があると思います。これは前提の話です。</p> <p>そこでですが、フロートをきちんと身に付けて、魚突きをしてよい場所で魚突きをする分には禁止にしないでいただけたらと思います。フロートは周りに自分の居場所を伝え、船舶との衝突防止を図るためにものなので、フロート有り無し関係なく全てを禁止にするのはおかしいのではないかと思っております。</p> <p>ですので例えば、禁止ではなく、魚突きをする場合はフロートを身に付けることを義務化するなど、互いに共存できるような案を検討して頂けたらと思います。</p> <p>最後にですが、きちんとルール・法律を守って遊ぶ魚突き師は、網漁をしている漁場周辺などのように、やつてはいけない場所等を事前に調べ、フロートを身に付けて魚突きを楽しんでいます。しっかりルールを守っている人もひらくため、全員また、魚突き自体を悪にされるのはどうしても納得のいくものではありません。</p> <p>これからも魚突きを楽しみ、おいしい魚を頂きたい魚突き師の一人として、どうかよろしくお願ひいたします。</p>	有
9月15日	遊漁者による発射装置付きのヤスの使用を禁止にしたところで、県外の漁業者がくる。 鳥取県漁協に所属する当組合員以外の使用を禁止と記入するべき。 ゴム付きのヤスの使用を川の遊魚券みたいに1年単位の許可制にしてもらえると嬉しい。	有
9月17日	鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限(素案)に賛成します。	一
9月17日	<p>10年前くらいから数人の仲間と鳥取県に車で移動してゴム付きやすで魚突きを楽しんでいます。</p> <p>漁船や漁業の邪魔にならないようにしています。</p> <p>(当たり前ですが、貝類やタコなどは触りません)</p> <p>また、旅館に泊まり、大山のキャンプ場に宿泊する場合もあります。</p> <p>鳥取県の綺麗な海や自然が大好きです。</p> <p>魚突きが禁止になってしまふと鳥取県に行くことが少なくなってしまう気がします。</p> <p>私たち仲間以外の魚突きメンバーなども鳥取県外から訪れる方が多くいます</p> <p>このような人も訪れる機会が少なくなっていくのではと思います。</p> <p>どうか禁止にしないでください。よろしくお願ひいたします。</p>	有
9月17日	<p>私は魚突きの経験はありませんが、幼い頃、鳥取の海で友人たちが「やす」を使って魚を突いて遊んでいた光景を今でも鮮明に覚えていました。夏になると、子どもたちは海に集まり、自然と触れ合いながら、命の尊さや海の豊かさを肌で感じていました。私の子どもも海が大好きで、鳥取に帰省するたびに海で遊ぶことを楽しみにしています。</p> <p>そんな中、鳥取県が「やす」のゴム使用に制限を設けるという話を聞き、非常に驚き、そして悲しい気持ちになりました。確かに、資源保護や安全性の確保という観点から規制を強化したいという県の意図は理解できます。しかし、今回の規制は、古くから続いてきた日本の海文化や、自然と遊ぶ権利を奪ってしまう可能性があると感じています。</p> <p>「やす」を使った魚突きは、釣りや網漁とは根本的に異なります。素潜りで行う魚突きは、息が続く時間に限りがあり、狙える魚も限られています。小さな魚を一網打尽にするようなことはできません。むしろ、魚突きは大きな魚を狙い、慎重に仕留める技術と経験が必要な、自然との真剣な対話とも言える行為です。</p> <p>一部のマナー違反者や違法行為を行う人がいることは事実です。しかし、それは「やす」使用者全体の問題ではありません。問題があるのは個人であり、全体を規制するのは過剰であると感じます。これは、車の事故があるから車を禁止するというような極端な対応に近いものです。</p> <p>漁業権の保護が背景にあることも理解しますが、海は公共の財産です。特定の権益のために、一般市民のレジャー・文化的活動を制限することには疑問を感じます。特に、子どもたちが自然と触れ合う機会が減っている現代において、海での遊びは貴重な教育の場でもあります。</p> <p>代替案として、ライセンス制や講習制度の導入が提案されることがあります、それらはハードルが高く、一般の遊漁者にとって現実的ではありません。そこで、より簡便で公平な「遊魚券制度」の導入を提案します。これは、釣りなどでも導入されている制度であり、資源保護と利用者の自由のバランスを取る方法として有効です。</p> <p>例えば、北海道や長野県では、遊魚券制度を通じて漁協が資源管理を行なながら、一般市民の釣りを認めています。こうした制度を参考にすることで、鳥取県でも資源保護と文化の継承を両立できるのではないかでしょうか。</p> <p>また、環境省の調査によると、近年の海洋資源の減少は、主に商業漁業による過剰な漁獲が原因とされています。遊漁者による影響は限定的であり、むしろ自然との共生を意識した行動が多く見られます。事故件数についても、過去5年間の統計では、魚突きによる重大事故は極めて少なく、安全面でも過剰な懸念は不要と考えられます。</p> <p>最後に、私は鳥取の海を愛しています。その海で育った子どもたちが、自然と触れ合い、命の大切さを学ぶ機会を奪わないでほしいと心から願っています。規制ではなく、共存の道を探ることが、未来の鳥取の海を守ることにつながると信じています。</p> <p>どうか、今回の規制について再考いただき、文化・自然・市民の権利を尊重した対応をお願い申し上げます。</p>	無
9月18日	<p>魚突きは、海洋資源の大切さや食育(命の尊さ)を知る良い経験のできるものだと思っています。しかしながら密漁者との違いを判断することの難しさや命の危険が伴うものだと認識しています。それに伴い漁師や海上保安庁の方の業務が増えたりするのも事実だと思います。遊覧船との接触事故があったことも存じています。</p> <p>全海域を禁止するのではなく可能な海域を設定していただくことはできないのでしょうか? (漁船や遊覧船の航路内は禁止、漁港や養殖場の近くは禁止等)</p> <p>法的な知識のない者の案で申し訳ないのですが、「申請書を事前に提出するまたは登録制にする」「魚突きの一日許可証を販売する」「海中のゴミ拾いや磯焼け防止に貢献する者は許可証の発行等」の条件で魚突きができるよう検討していただくことはできないでしょうか?</p> <p>私自身はyoutube等の動画で見るような大きな魚を捕まえたり、深く潜ったりできる人間ではないですが、幼いころより海水浴の際に磯や岩場まで行き魚突きをするのがとても好きでした。また突いた魚は死んでしまうので「食べない魚は突かない」「突いた魚は残さず食べる」等、我々自身や子どもの食育、また生物や海の知識をつけるのに魚突きは非常に良いものだと思っています。</p> <p>問題点は多々あるでしょうがどうか漁師の方や地元の方と共に共存できるかたちを検討していただきたいです。</p>	有

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内での 魚突きの 有無
9月19日	<p>今回の条例の発案については魚突き者と巡航船との接触事故の発生から立案されたものだと認識しています。</p> <p>しかしヤスのゴムの仕様の禁止だけでこのような事故は防げるのでしょうか?</p> <p>我々魚突きを行うものは浮力体となるウェットスーツを着用、船に発見されやすいようにフロートなどを装備して他の遊泳者よりも安全に気を付けています。</p> <p>その一方でジェットスキー、スキンダイビングを行う者はどうでしょう?私は彼らが我々より安全に気を付けているとは思えません。</p> <p>ゴム使用禁止よりは、届け出・遊泳禁止区域の設定などの方が効果的だと思います。</p> <p>申請では個人には敷居が高すぎますし、行政側も高コストになり非生産的になると思います。また申請になると、有効期間・申請費用・許可判断までの期限など決定事項も多肢に渡ると思います。</p> <p>昨今は富士山でも救助作業が多発して問題になつてますが、それは十分な準備と装備をしていない者が登山を決行した結果だと思います。</p> <p>我々、魚突き者はどのスポーツよりも常に安全に対する意識は高いと自負しています。たった1件の事故だけで全面禁止に相当する規制は取らないようにお願いします。</p> <p>この流れで行くと山も海も自然を楽しむという人間本来の行動・癒やし・本能などが失われてしまいます。自然を楽しむという行為は山・川・海であれ常に多少の危険は伴うものです。</p> <p>アメリカのグランド・キャニオンには柵がないと言われています。それは景観を損なわないため、事故が起きても自己責任の精神が根付いているからだと思います。</p> <p>しかし常軌を逸した行為は禁止するべきだと思います。観光業・漁業者・遊泳者などそれぞれが安全に生業、趣味を楽しめる条例整備を行うことこそ健全だと私は思っております。</p>	無
9月22日	<p>海上でのルールを知らない人が海水浴場以外で遊泳するのは危険である。まして海に潜る魚突きは船上からは見えないのでとても危険である。船の行き来する場所で魚突きなど海に潜る行為は自殺行為であると思われる。フロートなどを身に着けて存在を示しても、晴れた日の午後太陽が西に傾き海面がぎらぎらする時間帯になるとフロートのような小さい浮きでは船上からは見えないので、危険である。</p> <p>「やす」の使用制限に関するパブリックコメントですが、船が行き来する海域で漁業者以外が海に潜る行為自体を禁止してもらいたい。とても危険です。</p>	有
9月23日	<p>遊漁者の魚突きを禁止すべきである。</p> <p>特に船の航路上や頻繁に出入りのある港では厳しく制限をして欲しい。</p> <p>周囲の安全確認は船長としての義務だが海に潜ってしまっては見えるものも見えない。</p> <p>最近では目印もなく潜る魚突きも多く見られることから大変危険である。</p> <p>事故再発防止のためにも早めに魚突きの禁止をして欲しい。</p>	有
9月23日	<p>遊泳区域以外での遊泳は禁止すべきである。</p> <p>特に漁船や遊覧船などが往来する航路においては、命にかかる大事故につながることがある。</p> <p>魚突きの人は、ウェットスーツを着用して潜ることが多いが、水に溶け込んでしまうため遠くからは見えにくい。特に波があるとき日や曇りの日は視認性が更に悪くなる。</p> <p>地元漁業者においては、明るい色のフロートを立てることで自分の存在をアピールしているが、遊漁者はペットボトルであったり、フロートを立てない場合もあり、大変危険であると考えており、漁業者以外のやすの使用は禁止にするべきである。</p>	無
9月23日	<p>安全意識が高い遊漁者を見かけることが稀にあるが、ほとんどはフロートを使っていない。もしくはフロートから離れて潜っていることが多く、操船している側がヒヤリすることが多々ある。</p> <p>また、海の状況によっては風波や海面の反射でフロートや遊漁者を発見できないこともある。</p> <p>高速で船が往来する危険な箇所でやすを使用する遊漁者が近年増えている状況を考えると(仮に特定の箇所を禁止としても取り締まることが困難だと思われるため)"全ての海域での"使用禁止が望ましいと思われる。</p>	無
9月23日	<p>遊泳者を発見し迂回する場面が非常に多くなった。</p> <p>漁業従事者の場合、船が目印となり周囲に人がいることを予測できるが、まったく何も目印になるもの(浮き等)もなく、漁師等も潜っているのを見た事がない場所で、尚且つ船舶の往来の多い場所での遊泳も見られ、非常に危険である。</p> <p>また、海水浴場でない場所での遊泳者に見られる特徴として、船舶が接近しているのを確認しつつ、船舶へ自ら接近してくる者、また、汽笛等で合図しても海中から顔をあげず周りを確認しないものがほとんどである。</p> <p>「やす」に限らず、海での事故が多発している昨今、海水浴場以外での遊泳を禁止していただきたい。</p>	無
9月23日	<p>鳥取県における遊漁者のやすを用いた遊漁は大変危険であるため、禁止していただきたいです。</p> <p>海に潜る魚突きは、船上からは波に隠れて見えないため、船で轢いてしまう恐れがあるからである。</p> <p>フロートなど目印を浮かべても、波の状況によっては見えなくなるため、とても危険である。</p>	無
9月23日	<p>魚突きをしている人には、今まで何度か危ない目にあっているので、厳しく取り締まってほしいです。看板での警告や地元漁業者たちに取り締まつもらうなど、航路内は潜水禁止、シュー/ケルなんかも取り締まってほしいです。</p>	—
9月23日	<p>漁業協同組合の准組合員として素潜り漁を行っています。</p> <p>漁業区は美しい海岸にあり、ここでは海水浴を行なながら密漁が頻繁に行われているので、魚突きをしている遊泳者にも声をかけて密漁を防止しています。</p> <p>県内の人もいますが、意外と県外の人の方が多いです。</p> <p>聞いてみると鳥取県だけはなぜか魚突きが合法と知っていて鳥取県へと来られているようです。魚突き仲間の情報共有によって知られているようです。</p> <p>声をかけても魚突いているだけだから問題ないでしょ、と言われるとそれ以上は確認のしようがないです。海岸からかなり沖合の島までも単独で泳いで行き、目立つ目印だと声を掛けられますが、目印を持っていない人も結構します。</p> <p>密漁していても分かりませんし、港から漁場までの行き来の航路上にも普通にいます。あちらから見えていても寸前まで分からぬこともあります。</p> <p>ストレスのない安全な漁業を行う上で、「やす」の使用制限案には賛成です。</p>	有

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内での 魚突きの 有無
9月24日	<p>この度の発射装置付きヤスの使用禁止の案について意見を送らせていただきます。</p> <p>今回の規制案があがった原因は、我々魚突き愛好家のルールを守れない連中が引き起こした事故が決め手になっていると聞いております。確かにこのようなことが起こった以上、何かしらの措置を取るべきだと私も思いますが、いきなりのゴム付きヤス禁止は大きな反発を呼んでしまうのではないかでしょうか。</p> <p>このまま全海域でゴム付きヤスを禁止したとしても、悪質な連中はそもそもルールを守る気が無いので無視してやり続けるでしょう。また中には、悪知恵を働かせて汚い手口を考え出してしまうものもいるかもしれません。例えばの話ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴム付きのヤスを海に沈めておく ・海から上がるときにゴムだけ捨てる ・突き役と引き上げ役に別れて別々で海から上がり徒手採捕を装う ・突いた魚をテトラなどの下にストックしておき陸から回収する。 ・夜中に海に入る <p>などなど、絶妙に言い逃れできそうな手を使うものが現れたり、SNSに載せるだけのために魚を突いて、その場で海に捨ててしまうような最悪なパターンもしかしたらあるかもしれません。</p> <p>海の中で行っていることなので、詳細を掴むのは大変困難です。</p> <p>こういった事を踏まえ、私の個人的意見としましては、禁止よりも「監視と把握」に注力するはどうでしょうか。そうなると必要なのが「免許制」の導入です。身元、車のナンバーなどを登録し、禁止事項をはつきりと理解してもらつたうえで、有料で免許証を発行してもらう。また、陸からでも分かるように自分の登録番号のついた指定のフロートを使用し、漁を行う。</p> <p>そのフロート以外を使っていたらすぐに違反していることが分かるので、もし海で出くわす事があれば声をかけたり通報することも出来ます。見分けがつくといいのは大きな利点です。</p> <p>このように海に入る者同士で監視しあい全員がフェアな条件で魚突き出来るようになるのが私の理想です。</p> <p>余談ですが、ゴム無しのヤスで魚を獲ることは極めて困難です。ゴム禁止はヤス禁止と大差ありません。私のように魚突きを生きがいにしている者としては禁止になってしまふのは大変残念でなりません。</p> <p>人口最小の島取ですから、魚突き人口も最小だと思います。今のうちに手を打っておけばコストも少なく済むはずですし、有料にしてしまい毎年更新にすれば予算も貯まるのではないかでしょうか。また、海中の環境保全にも一役買えると思います。海中のごみの回収、磯焼けしている海域のウニの駆除など、何かしらの貢献ができるはずです。そのためにも免許制にして一人一人に声が届けば、我々の海に潜るという技術を集団として利用することも可能です。豊かな海を守りたいという気持ちは皆同じです。</p> <p>以上の意見を踏まえて改めての審議をどうぞよろしくお願ひ致します。</p>	有
9月30日	<p>小さい頃や学生の頃、海で家族や友だちと「やす」を持って素潜りごっこをした思い出があります。大人になって魚突きをすることはなくなりましたが、海で遊んだことや、海中で息を止めて魚と向き合って集中するあの感覚は、今でもいい思い出です。</p> <p>今は二人の子どもを育てながら、家族で海に行くのが小さな楽しみです。子どもたちが「魚がいた！」と目を輝かせる姿を見ると、この体験を未来から奪いたくないと強く思います。今回の件はSNSで『鳥取県で「やす(ゴム付き)」の使用制限が検討されている』と知りました。私自身経験はありますが、今魚突きはしていません。</p> <p>それでも反対するのは、海で遊ぶことが単なる娯楽ではなく、暮らしや文化、そして子どもたちの学びに深く結びついた大切な体験だと自分自身の経験から思うからです。</p> <p>最近、問題が起きるとすぐ「規制」で塞ごうとする流れを感じます。安全や資源保護はもちろん大切です。でも、強い規制が安易に選ばれることで、「自分で考えて守る力」や「地域で工夫する知恵」が育たなくなるのではないかでしょうか。海は公共の場であり、海で遊ぶ自由は誰にも奪えない基本的な権利の一部だと思います。もちろん、自由には責任が伴います。他の利用者の安全や資源への配慮、地域の秩序との両立が必要です。だからこそ、一律の禁止ではなく「工夫で自由と保護を両立させる道」を選んでほしいです。</p> <p>魚突きは、息が続く時間という制約があり、狙える魚も限られます。大量に獲る漁法ではありません。海に潜る人は、潮や岩礁に注意し、自然に対する畏れと節度を身につけます。私が子どもの頃に見たのは、そうした大人たちの姿でした。だから、一部の心ない行為を理由に文化そのものを縮めるのは短絡的で、将来に禍根を残すと感じます。</p> <p>もちろん、現場で困っている声があることも理解します。危険な場所での無謀な入水、漁業者の作業区域への接近、駐車やゴミの問題など。こうした苦情が積み重なれば、行政が動かざるを得ないもの分かります。だからこそ、規制以外の道を真剣に考えてほしいのです。</p> <p>私の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁券制度の導入 ・期間やエリアに応じた低額の遊漁券を導入。収益は資源保全や安全対策、海岸清掃に使い、「払うことで海が良くなる」仕組みを見る化。 ・対象魚種とサイズのシンプルな基準 ・誰でも分かる基準に絞り、現場掲示やQRコードで確認できるようにする。 ・ゾーニングとマップの見える化 ・遊泳・サーフィン・漁業ゾーンをスマホで確認できるようにし、トラブルを防ぐ。 ・地域と利用者の協働 ・悪質な密漁には厳しく、軽微な違反は注意喚起から。行政だけでなく、地域と利用者が一緒に守る仕組みを。 ・安全装備と行動ルールの推奨 ・フロートや目立つスース、波予報の確認などを啓発で広める。 ・試行期間と見直し <p>まずは1年試行し、資源指標・トラブル件数・利用者満足度を公開の場で評価し、改善するサイクルを。最初から強い規制で締め付けるのではなく、「やってみて、測って、直す」姿勢を行政が示すことが信頼につながります。</p> <p>・情報公開と説明責任</p> <p>なぜ規制が必要と判断したのか、その根拠データ(苦情件数の推移、事故の内訳、資源量の簡易な動向)を、個人が特定されない形で定期的に公開してください。「見えない不安」が規制を呼び、「見える説明」が共存を後押しします。</p> <p>私は「とりあえず規制」という雰囲気に、母親として強い違和感を覚えます。危ないから禁止、迷惑だから禁止など。子どもに「問題があつたら話し合って工夫しよう」と教える私たち大人が、社会ではそれを諦めていいのでしょうか。禁止の札は簡単に立てられますが、失われた体験や文化は戻りません。みんなで磯遊びした記憶、岩陰の魚を見つけて目を輝かせた瞬間。それは数字では測れないけれど、人の心を育てます。海はみんなのもの。だからこそ、ルールの作り方を間違えれば「誰のものでもない近づきがたい場所」になってしまいます。私は、次の世代に「海で遊ぶ楽しさ」を残したいです。子どもたちが怖がるのではなく、敬意をもって海に向き合える社会を残したい。そのため、規制ありではなく、工夫と対話の道を選んでください。決して、『漁業者だけの海』のようなことになるのは反対です。海のゴミ問題を考えると、実は一番多いのはストローやビニール袋ではなく、漁業活動から出るゴミだという事実も忘れないでください。</p>	有
9月30日	<p>水産振興対策協議会で出た主な意見は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協が稚貝や稚魚を放流している海域で魚突きをする遊泳者がいる。漁業への影響があるため、何とか対策できないものか。以前から県や海上保安署に意見しているが、規制根拠がないため強制できず困っている。 ・船の航路となっているところで魚突き(遊泳)する者がいる。漁港区域や航路では絶対に遊泳禁止にするべきだ。 ・魚突きに見せかけて密漁を行う者もあり、魚突きは密漁の裏返しとも言える。密漁対策のためにも、鳥取県では魚突きは禁止、航路や漁港付近では遊泳禁止にするといった対策が必要ではないか。 ・遊覧船の事故が発生したことを契機として、このタイミングを逃さずに魚突きへの対策を講じるべき。 	—

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内の 魚突きの 有無
10月4日	<p>(やすの使用制限について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景として「漁場が採貝・採藻漁業の漁場と競合することがあり、漁場の使用に関する紛争の防止のため」とあるため、競合しない場合でも制限を受けるような規制は行うべきではないと考えます。具体的には、やすの使用制限のような漁具の規制ではなく、漁業者と距離をとることを義務付けるような規制でよいのではないかでしょうか。 ・やすの柄が長くなつたといつても、所詮射程は10m未満でしょう。漁業者から20～30m距離をとることを義務付ければ十分ではないでしょうか。 ・海域は国民の財産だと考えれば、漁業者ばかり優先するようなルールは公平性に欠けるように感じます。採貝・採藻漁業者側にも遊漁者に配慮した対応を求めてください。 <p>(届出について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合による紛争の防止が目的であれば、遊漁前にルールの確認をさせればよいため、該当海域を所管する漁業協同組合(支所)の同意は不要と考えます。県への届け出で完結させるなど、公平性に配慮したルールとしてください。 ・一日の遊漁で都度届出が必要とならないよう、例えは期間を1年、範囲を鳥取県沿岸等の記載で手続き可能としてください。 ・海水浴等で子どもがやすを使用した場合、届出がなければ違法と扱われるるのは現実的でないため、例えは未成年は対象外または2m以内のやすは対象外等の検討をしてください。 <p>(フロートの使用を義務化する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶とぶつかる危険性を回避する施策としては有効と感じます。ただし、遊漁者だけに義務化することのないよう、遊漁者及び採貝・採藻漁業者共通のルールとしてください。 ・海水浴等で子どもがやすを使用した場合、フロートを使用していなければ違法と扱われるのは現実的でないため、例えは未成年は対象外または2m以内のやすは対象外等の検討をしてください。 <p>(もり・やすの定義と使用制限について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もりややすの定義については各都道府県で異なり、あいまいで非常にわかりにくく、また禁止事項の理由が不明確だと感じています。目的が「漁場が採貝・採藻漁業の漁場と競合することがあり、漁場の使用に関する紛争の防止のため」であれば、ゴムが付いているかどうか、柄が手から離れるかどうか、先端部分と柄の部分が離れるかどうか、などは関係ないため、現状の使用制限についても見直しをしてください。 ・見直さないのであれば、遊漁者が納得するように理由をホームページ上に明記してください。また、学識経験委員や中立委員は理由に矛盾がないかしっかりチェックしてください。 <p><以下、鳥取県HPから抜粋></p> <p>「※「もり」及び「やす」の使用について、発射装置を有するやす及びもりの使用は禁じられています。ゴム付きのものについては使用する際に柄から手が離れないように使用してください。先端部分と柄の部分が一体となっていないものは使用できません。」</p> <p>(全体を通して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海新聞でこの取り組みを知りましたが、記事中の「漁場侵害」の表現が気になりました。漁業権が定められている海域であっても、使用できる漁具を使った遊漁は違法ではなく、「漁場侵害」にはあたらないと思いますが、取材対応をされた方をはじめ、委員の皆様の認識に誤りはないでしょうか。正しい認識を持って議論できているのだろうかと疑念を感じています。 ・漁業者及び漁業従事者を主体とした委員会が検討しているため、どうしても漁業者に都合のいいルールにしようとしているように感じます。国民の財産である海域を利用させてもらっているとの意識で、遊漁者と対等の立場で、共存できるルールとなることを期待します。また、今回定めたルールが遊漁者に漏れなく周知されるとは思えないため、違反した場合に一回目から犯罪者として扱われるがないよう、扱いについても検討をお願いします。 ・各都道府県が禁止する方向にある事は承知していますが、全県観光化政策を推し進めている鳥取県として、逆に遊漁者を呼び込めるよう、規制の緩和や漁業者・観光関係者との連携による観光振興も考えてみてはいかがでしょうか?(同様の意見をInstagram等で発信されている方もいらっしゃいます) 	有
10月4日	<p>以下の理由から、「発射装置付きやすの使用禁止」の委員会指示の発出に反対します。</p> <p>①漁場の競合について具体的な根拠が示されていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPの記載では、「…遊漁者の魚突きが増えており、漁場が採貝・採藻漁業の漁場(漁業者による自主禁漁区を含む)と競合することがあり、漁場の使用に関する紛争の防止のため、…」とあります。 ・このことについて、まず、遊漁者は漁業権対象種を採捕できないため、採貝藻漁業者の自主禁漁区で魚突きを行うことは全く問題ないはずです。 ・次に、具体的に漁業者とどのようなトラブルがあったのか示されておらず、根拠が不十分だと考えられます。魚突き遊漁者が採貝藻漁業者の操業を妨害した等の実害はあったのでしょうか?どここの地区で何件程度あったのでしょうか? ・また、漁場トラブル発生時の対応について、まずは県で遊漁者に対して注意喚起等を行ったのでしょうか?それでも遊漁者のマナーに改善が見られないため、委員会指示を発出するということでしょうか? ・より具体的な経緯の説明をお願いします。 <p>②漁具制限を行なう合理的な理由がない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やすは釣り等と同様に遊漁者が使用できる漁具漁法であり、鳥取県ではこれまで、やすの解釈として「ゴム付きで、使用する際に柄から手が離れないものは使用可」と漁業調整課HPで周知されてきました。また、魚突きは、一般的にゴムを使用せずに魚を採捕することはできないため、「ゴムを発射装置とみなす」制限案は、実質、魚突き遊漁者を排除するものです。 ・今回の委員会指示発出の目的が、「漁場の使用に関する紛争の防止」であるなら、漁場の使用に関する制限(例えは、特定の海域のみ遊漁を禁止する等)を行うべきであり、県内すべての海域において漁具制限により特定の遊漁者を一方的に排除することは、目的と制限内容で整合性がとれていません。 ・また、制限内容の補足説明として、「…近年、使用者が増加している柄が長い「やす」は手から離れずとも飛距離が長く、大型魚も突くことが可能な採捕能力の高い道具であり、大型魚等を求めて沖合域まで遊泳し、魚突きを行う遊漁者が増えてきたことから、今回、手から離れる如何は問わずゴム付き等の「発射装置付きやす」の使用に関する制限をかけるものです。」とありますが、水産資源は無生物であり、遊漁者が大型魚を採捕することも、(安全性を確保すれば)沖合域を遊泳することも何の問題もないはずです。遊漁船は沖合域を航行し、高性能な魚群探知機や電動リールを搭載し、大型魚も採捕しています。 ・採貝藻漁業などの漁業権は、「漁業を営む権利」であって、水面を占有できる権利ではなく、操業の妨害等を行わなければ漁業権区域内で遊漁を行っても問題ないはずですでの、一方的に遊漁者を排除することがないよう、適切な制限についてご検討願います。 ・私が含めた魚突き遊漁者の多くは、漁船が来たらすぐに漁場を移動する等、漁業者の操業の邪魔をしないよう最大限に配慮しております。すぐに委員会指示の発動ではなく、まずは遊漁者に対して、漁業への配慮や、安全のためのフロートの使用等の注意喚起を行うなど、柔軟な対応をご検討いただきますよう、よろしくお願いします。 	有

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内の 魚突きの 有無
10月8日	<p>私はレジャーとしてゴム付きヤスを使用した魚突きをしています。歴は4年ほどで、鳥取県では潜ったことはないものの、隣県の島根県や同じく日本海側の山形県、新潟県などで魚突きを行っています。</p> <p>海の中に入り魚を捕るという行為は、私の人生に大きな彩りを与えてくれました。魚のホームに自ら飛び込み、美しい世界の中で1本のヤスだけを手に魚に挑むその時間はとてもシンプルでありながら、何物にも代えがたい時間です。魚突きで得られるものは単なる漁獲ではなく、「自然と向き合うこと」、「命をいただくこと」、そして「海とともに生きること」を学ぶ大切な経験です。</p> <p>もちろん海は漁業者の方々の大切な職場であり、生活の糧そのものです。そのための権利そのものを否定する気は一切ありません。しかしながら日本の海は日本の国民みんなのものであり、誰もが楽しみ学べるべき場所であると私は思います。だからこそ簡単に禁止で終わらせるのではなく、漁業者と遊漁者が共に納得できる仕組みづくりが必要だと考えます。</p> <p>現状では遊漁者(魚突き)が「潜水・遊漁をしてはいけない区域(特に自主禁漁区域)」や各漁協のローカルルールを事前に知る手段がほとんどなく、その区域に入ってしまいそれがトラブルや不信感の原因となっています。まずは遊漁禁止区域やルールを公式に開示・周知していただくことが、双方にとって安全で公正な環境につながると考えます。</p> <p>また、漁業者の方々が強く懸念しているであろう「密漁者との区別がつかない」という問題も理解しています。その解決のためには、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁者の簡易的な登録・許可制の導入 ・ヤスの長さ(例:2~3m程度まで、チョッキは禁止等)の制限 ・遊漁可能区域の明確化 <p>といったルールづくりが有効だと思います。</p> <p>一方で遊漁者側も魚突き人口の拡大を知りながら、統率が取れず、組織やルールづくりを怠っていました。声高に権利だけを主張する者、密漁に加担する者…それらを放置した結果が昨今の魚突きに対する規制の強化であると私は考えています。</p> <p>その反省の上で、だからこそ今後は利用者側も主体的にルールづくりに関わり、漁業者や行政と協力して健全な環境を築いていく必要があると思います。</p> <p>本当に魚突きを楽しみたい人間は、適切なルールの下であればお金を払ってでも活動したいと考えると私は思っています。遊漁船制度とは異なりますが、簡易的な登録や利用料の仕組みを設けることで、密漁者との明確な線引きができる、資源管理や漁業者との共存にもつながるのではないか(例として、登録料を払うことでフロートに取り付ける公認のフラッグを受け取れるなど)。</p> <p>他にも漁業者と遊漁者共同での清掃活動や、密漁監視、交流会などをしていくことで互いの信頼関係の構築や、地域への関係人口の増加なども期待できています。</p> <p>最後にお願いしたいのは、漁業者・行政・遊漁者が一緒に話し合える協議の場を設けていただきたいということです。お互いの立場を理解し合い、共存できるルールを話し合うことこそが、未来にわたって資源を守り、海を楽しめる環境を残す道だと信じています。</p> <p>私は若い世代の一人としてこの大切な海を、漁業者と遊漁者の双方にとって安心できる場所として未来へ残していきたいと願っています。</p>	無
10月10日	<p>1) 7月に網代漁港で発生したスピアフィッシングと船舶との衝突事故については、早急に遊泳禁止の導入が必要。</p> <p>問題はヤスではなく遊泳行為であり、死亡事故に及ぶ可能性がある緊急性の高いもの。船舶が輻輳する港の出入り口での遊泳をまずは禁止すべき。(「日本一の島取砂丘を守り育てる条例」では死亡事故を端緒に遊泳禁止を条例化。北海道漁港管理条例第6条で漁港区域等での遊泳制限など、他道県の事例もあり。)</p> <p>2) ルールやマナー啓発を伴わず、規制を導入するのは拙速ではないか。</p> <p>規制をかけるに至った経緯や委員会での審議内容などが未だ公開されておらず、説明も不十分である</p> <p>3) 子供が遊びで使うヤスも規制に含めないでほしい。</p> <p>ヤスはタモと同様、幼少・少年時代に海辺、水辺で遊ぶツールのひとつである。遊ぶ機会と遊びの選択肢を奪わないでほしい。(自分自身の経験から特に)</p> <p>4) 規制の導入により不利益を受ける人の声をきちんと聴く必要がある。マイナーなスポーツでもあるので難しい面もがるが、悪意に満ちた人ばかりでもないと思う。小さな声も拾ってあげてほしい。</p> <p>5) ヤスの使用が漁業調整上問題であるならば、海面利用調整制度の活用もされるべき。</p>	有
10月10日	<p>私は、鳥取県における遊漁者の「やす」の使用制限に関する検討案に全面的に賛成いたします。</p> <p>【賛成理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.以前から漁業者とやすを使用する遊漁者の間でトラブルが絶えませんでした。届出制にすることにより、トラブルの防止や、トラブルがあつた際の身元の確認をスムーズに行なうことができます。 2.ルールの明文化により、魚突きのマナーやルールを周知することができます。 3.遊漁者・漁業者双方が理解してルールにすることで、公平性・透明性が保たれます。 <p>【具体的意見・要望】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.全国的にも初の取り組みなので、広報・周知を徹底する必要があります。JSSAといたしましても、啓発活動を行なっていきます。 2.水産課に届け出を提出するのは距離的に難しい面や、状況により当日場所を変更することもありますので、提出はオンラインまたはFAXを希望します。 <p>以上の通り、私はこの検討案に対し、全面的に賛成いたします。本制度が適用され、遊漁者と漁業者の双方が納得する形で魚突きを行なうことを願っています。</p> <p>全国的に初となる取り組みですので、大変な面もあるかと思いますが、JSSAとしても今後も協力させていただけると幸いです。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>	—

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内の 魚突きの 有無
10月10日	<p>拝啓 平素より水産行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>標記の件につきまして、定義文言の明確化と運用時の実効性確保を両立させる観点から、下記のとおり意見・提案を申し述べます。ご高覧のうえ、ご検討賜れますと幸いです。</p> <p>記</p> <p>1. 定義文言について(現行整理の維持と注記による明確化)</p> <p>(1)「発射装置」の定義に、新たにゴム(弾性体)を含める拡張は行わず、現行整理の維持をご検討いただければと存じます。</p> <p>(2)器具の禁止範囲を広げるのではなく、「手で柄を保持して使用すること」「先端と柄が一体であること」等の使用要件を注記で補う形が、現場の理解にも資するものと考えます。</p> <p>(3)記載例(現行骨子の活用+注記案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もり」及び「やす」の使用について、発射装置を有するやす及びもりの使用は禁じられています。 ・ゴム付きのものは、使用に当たり柄から手が離れない方法に限り可とします。 ・先端部と柄の部分が一体でない構造は不可とします。 ・本記載は安全確保と密漁抑止の運用基準であり、禁止対象の拡大を目的とするものではありません。 <p>(注)この整理により、スピアガンやハワイアンスリング等の射出工具は従来どおり不可、手保持のゴム付きやすは可、という運用が一貫いたします。</p> <p>【背景と配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県間で用語のみが引用される事例が見受けられます。ここで「ゴム=発射装置」との拡大定義が生じますと、他県が定義のみを採用して運用を“全面禁止+罰則”へ寄せる可能性が否定できません。 ・その場合、SNS 等での反響や照会対応の増加など、貴課のご負担が増すおそれがあります。 ・貴県が重視されている「周知・指導を通じた安全運用」という趣旨にも鑑み、定義の過度な拡張はメリットよりもリスクが勝ると考えます。 <p>2. 届出制度の運用設計(負担と実効性のバランス)</p> <p>貴課のご方針(個人情報は最小限・性善説ベース)を尊重しつつ、実務面の実効性を高めるため、次の二段階案をご提案いたします。</p> <p>(A) 基本運用(県負担・情報リスクの最小化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出項目(最小限):氏名・電話番号、予定日(1週間幅可)、大まかな場所、時間帯、人数。 ・初年度は周知・指導を中心とし、年次レビューで見直し。 ・個人情報の取扱い:閲覧権限の限定、複写不可、保管期間の明示、期間満了後の確実な廃棄。 <p>(B) 強化運用(地域の希望や繁忙期に限定した段階導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出項目の拡充(本人同意のうえ):氏名・住所・勤務先・電話、予定日(1週間幅可)、大まかな場所、時間帯、人数。 ・関係機関連携:海上保安署にも同様の届出(簡易)を推奨(連絡系統の明確化・即応性の向上。地域運用により任意設定可)。 ・目的:トラブル時の連絡性と説明責任の明確化。 ・取扱い:閲覧限定、複写不可、保管期間の明示、満了後の確実な廃棄。 ・「顔合わせ・器具確認」(管轄漁協):身分証は提示のみ、器具は目視確認(記録は事務負担を考え柔軟に対応)。2回目以降は電話連絡で代替。漁協からの依頼や繁忙期や指定区域では再確認をお願いできる運用。 ・対象:事故多発区間、航路近傍、混雑期等の限定フィールドから試行。 ・備考:必要な局面に限定して導入できる仕組みとし、県のご負担・情報リスクの増大を抑制します。 ・魚突き遊漁としての協力体制構築:イベント等、漁協の要請があれば遊漁側からも何か協力させて頂けますと幸いです。 <p>3. 現行整理を生かした推奨文言(周知用素案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もり」及び「やす」の使用について、発射装置を有するやす及びもりの使用は禁じられています。 ・ゴム付きのものについては、使用する際に柄から手が離れないように使用してください。 ・[注1]先端部分と柄の部分が一体となっていないもの(発射後に先端が柄から分離・飛翔する構造)は使用できません。 ・[注2]本記載は、安全確保と密漁抑止のための運用基準であり、禁止対象の拡大を目的とするものではありません。 <p>→ 上記により、スピアガン・ハワイアンスリング等は一貫して不可、手で保持したまま刺突するゴム付きやすは可という従来運用が明確になります。</p> <p>→ 「ゴム=発射装置」とは位置付けないため、他県への意図せぬ波及を抑えることが期待できます。</p> <p>4. 公表用Q&A(短文案:県HP・チラシ・SNS向け)例</p> <p>Q1 ゴム付きのやすは使えますか。</p> <p>A1 手が柄から離れず、先端と柄が一体のまま使用する方法に限り可とします。</p> <p>Q2 スピアガンやハワイアンスリングは使えますか。</p> <p>A2 発射装置を有するため使用不可(従来どおり)です。</p> <p>Q3 届出では何を伝えますか。</p> <p>A3 氏名・連絡先、予定日(1週間幅可)、大まかな場所、時間帯、人数など、安全に関する最小限の情報です。</p> <p>Q4 顔合わせは必要ですか。</p> <p>A4 県全域で一律必須ではありませんが、一部地域や繁忙期に限り、初回のみ漁協での顔合わせ・器具確認(提示のみ)をお願いする場合があります。</p> <p>Q5 海上保安署への届出は必要ですか。</p> <p>A5 地域運用により任意または推奨とし、安全確保と迅速な連絡体制の構築を目的に簡易連携を行います。</p> <p>5. 期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性:航路・混雑の把握が進み、現場指導と緊急時対応が円滑化します。 ・事務負担:定義論点を避けつつ、必要な場面にのみ強化運用を適用できます。 ・波及抑制:定義の拡張を避けることで、他地域での過度な全面禁止・罰則化への連鎖を抑制できます。 ・受容性:現行整理の延長線上で、遵守率と納得感の向上が見込めます。 <p>以上、制度の趣旨を損なうことなく現場実装性を高め、県のリスクとご負担を抑える案としてご検討いただけますと幸いです。文言整備やQ&Aの拡張版につきましては、当協会にて草案化の用意がございます。引き続き建設的に協力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p> <p>※本意見は制度設計上の技術的提案であり、法的助言を目的とするものではありません。</p>	有

受付日	意見 ※鳥取県以外の地名や年齢等の情報は削除しています	県内での 魚突きの 有無
10月10日	<p>届出制の魚突き許可(仮称)実現に向けた提案書</p> <p>1. 届出者と無届者の識別方法について(最重要課題)</p> <p>現状の課題: 届出の受理記録(書面等)を持参する形式では、海上における届出の有無の即時判断が困難であり、無届者が増加する懸念があります。</p> <p>提案: 「識別マークの付与・使用の義務化」を推奨します。 例えば、識別用の耐水ステッカーや目立つ色のテープを届出者に配布または指定し、シユノーケルや鈎などの装備品への貼付を義務化(あるいは強く推奨)する形式を検討すべきです。</p> <p>・利点: ・監視員や漁業関係者が、遠距離からでも目印の有無で届出者かどうかをある程度判別できるようになり、無届者の絞り込みが可能になります。</p> <p>・届出者には「識別マーク=許可者」としての自覚を促す効果も期待できます。</p> <p>2. 届出内容の項目設定について</p> <p>提案: 「登山届」などを参考に、緊急連絡体制の確保と最小限の個人を特定できる情報に絞り込むべきです。</p> <p>・最低限必要な情報(例): 氏名、連絡先(電話番号、メールアドレス)、緊急連絡先、漁具の種類、使用する期間。</p> <p>・留意点: 個人情報保護の観点から、目的外利用の禁止を明記し、提出情報の必要性について十分な説明が必要です。</p> <p>3. 届出方法と利便性の向上について</p> <p>提案: FAXに加え、行政の既存の電子申請サービス(例:鳥取県のとつとり電子申請サービス)を活用したWEB申請を導入すべきです。</p> <p>・利点: ・利用者の利便性が大幅に向上升し、届出の促進に繋がります。</p> <p>・既存システムを活用することで、新たなシステム開発のコストと時間を削減できます。</p> <p>4. 届出の有効期間について</p> <p>提案: 利用者の利便性を考慮し、有効期間を「1ヶ月程度」と設定することを推奨します。</p> <p>・理由: ・自然を相手にする活動であるため、漁獲時期や天候を考慮すると、短期間での再提出は利用者の負担になります。</p> <p>・1ヶ月程度の期間とすることで、提出の煩雑さを嫌う層の届出を促すことが期待できます。</p> <p>5. 漁獲場所の記入方法について</p> <p>現状の課題と懸念: 「鳥取県全域」といった広範な回答や、禁漁区(漁業権設定区域を含む)を記入された場合の対応が難しい点です。</p> <p>提案: 回答のブレを防止し、行政側の確認を容易にするため、「市町村単位のプルダウンメニュー」を導入し、以下の対応を行います。</p> <p>1. 禁漁区の事前除外: 漁業権や条例等で魚突きが明確に禁止されている区域を、プルダウンメニューからあらかじめ除外します。</p> <p>2. 回答精度の担保: 可能な限り市町村以下の地名(海岸名や港名など)を任意で追記する欄を設けることを推奨します。</p> <p>・利点: ・回答のバラツキを防ぎ、無許可場所での申請を防ぐことができます。</p> <p>・申請が集中する場所をデータとして「見える化」でき、それに基づいた安全指導や注意喚起を的確に行えるようになります</p>	-